

事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成17年1月4日

担当部・課：社会開発部ガバナンス・ジェンダーチーム

1. 案件名

（和文）第三国研修「ラテンアメリカにおける刑事司法制度の改善」

（英文）International Training Course on the Criminal Justice System Reforms in Latin America

2. 協力概要

（1）プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述

ラテンアメリカ諸国の刑事司法関係者（裁判官・検察官・弁護士）に対し、より効果的で、独立性が維持され、透明性の高い刑事司法制度を確立するために必要な知識や情報を提供することにより、域内の刑事司法改革の促進に資することを目的とし、コスタリカにある国連ラテンアメリカ犯罪防止研修所にて第三国研修を実施する。

（2）協力期間：

2005年～2007年

（3）協力総額（日本側）：

36,000千円

（4）協力相手先機関：

国連ラテンアメリカ犯罪防止研修所（ILANUD）

（5）国内協力機関：

国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）

（6）裨益対象者及び規模、等：

ラテンアメリカ諸国（アルゼンチン、ボリビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ベネズエラ）の刑事司法制度関係者（裁判官、検察官、弁護士）計90名

3. 協力の必要性・位置付け

（1）現状及び問題点

ラテンアメリカにおいては、70年代からの軍政から民政への移管、中米諸国での内戦終結と平和の構築といった動きの中で、司法制度の改善のための様々な取り組みがなされてきた。安定した社会経済開発のためには、司法制度に対する信頼は不可欠であるが、ラテンアメリカ諸国においては、過度の形式主義や権威主義、煩雑で時間がかかる手続き、裁判の公平さへの不信感などから、裁判が一般市民から距離を置く存在となり、司法制度が十分に信頼されているとは言いがたい状況となっている。また裁判に時間がかかりすぎることにより未決囚が増加し、刑務所の過剰収容や収容環境の悪化といった事態も引き起こしている。

ラテンアメリカ諸国では、これまで伝統的にヨーロッパ大陸法的な糾問主義的な刑事司法制度（裁判官の職権により訴訟手続きが開始され、裁判官が捜査を指揮し、犯人・証人に対し尋問・裁判を行う）が採用されてきたが、ここ15年ほどの間に、当事者主義的な制度（対立する当事者同士（検察官と弁護士）がそれぞれ自己に有利な法律上・事実上の主張及び証拠を出し合い、これに基づいて中立の第三者（裁判官）が判決を下す）へ移行する刑事司法制度改革が進められてきている。糾問主義的

制度では、捜査の指揮、証拠の検討、裁判の実施等の権限が裁判官に集中しているため汚職を誘発しやすく、また裁判官の担当業務が累積し裁判の遅延を生みやすいなどの短所があった。硬直化した感のある伝統的な制度に対し当事者主義的制度を導入することにより、刑事司法の独立性、透明性、アカウントビリティや人権保障等を確保するとともに、より公正で効率的な制度を確立し、汚職の防止にも資すると期待されている。しかしながら移行後の当事者主義的制度における裁判官、検察官、弁護士等の役割は、移行前の糾問主義的制度における役割とは大きく異なることが十分に理解されず、裁判の現場では様々な課題が生じてきている。このような状況の下、当事者主義移行への対応を中心に、刑事司法システムの改善に資すべく、ラテンアメリカ地域の刑事司法制度関係者への研修により知識・情報を提供することを目的に、コスタリカにある国連ラテンアメリカ犯罪防止研修所（ILANUD）より、第三国研修の要請が提出された。（なお、ILANUDでは、ラテンアメリカ諸国を対象に、「麻薬犯罪防止」（1988-97）、「刑務所の生活条件と犯罪者矯正計画」（1999-2003）の2つの第三国研修を実施した実績がある。）

（2）相手国政府国家政策上の位置付け

内戦を経験した中米諸国では、その終結後の国家開発計画において民主化の定着と行政・司法の整備が課題となっており、近年は一般犯罪が増加して社会問題化してきている。また南米諸国では、90年代末からの世界的な景気後退や失業者の増加の影響を受け、犯罪の増加・治安の悪化が問題となっている。

（3）我が国援助政策との関連、JICA国別事業実施計画上の位置付け（プログラムにおける位置付け）

改定後のODA大綱では、開発途上国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することが確認されている。また国連機関を初めとする国際機関との連携・協調を進めることとしている。日・中米フォーラムにおいては、民主化の定着・治安の安定は、優先協力課題の1つと位置づけられている。

4.協力の枠組み

〔主な項目〕

（1）協力の目標（アウトカム）

1.協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標

（目標）本プロジェクトが対象とするラテンアメリカ各国の裁判官、検察官、弁護士に対して、より効果的で、独立性を維持し、透明性の高い刑事司法制度を確立するために必要な知識や情報、特に当事者主義的制度にかかる知識を身につける。

（指標）

- ・ プロジェクト研修参加者の当事者主義的制度にかかる知識が向上する。
- ・ 帰国研修員が研修成果の普及・伝達のための活動を行う。

2.協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標

（目標）帰国研修員が、研修での成果を活用することを通じて、本プロジェクトが対象とするラテンアメリカ諸国における刑事司法制度改革が促進される。

（指標）帰国研修員が自国の刑事司法制度改革への取り組みに参加・関与する。

（2）成果（アウトプット）と活動

アウトプット、そのための活動、指標

（活動）

ア 第三国研修の実施

- 研修コースの準備
(カリキュラムの設計、テキスト・教材の選定・作成、講師の検討、関係機関との調整)
- 研修実施
(研修員による各国の現状についての発表、講師による講義(当事者主義的制度にかかる講義等)、日本人講師による講義、参加者による討論、コスタリカ司法関係機関の視察)

イ 研修に関連した活動の実施

(成果) 本プロジェクトが対象とするラテンアメリカ諸国の裁判官、検察官及び弁護士が、刑事司法制度改革、特に当事者主義的制度にかかる理解を深める。

(指標)

- 刑事司法制度改革、特に当事者主義的制度にかかる研修の実施。
- 研修員の刑事司法制度改革、特に当事者主義的制度に関する理解度。

(3) 投入 (インプット)

1. 日本側 (総額36,000千円)

日本人講師派遣、研修コスト、視聴覚機材、その他

2. コスタリカ国側 (総額15,000千円)

カウンターパート人件費、研修コスト、その他

(4) 外部要因 (満たされるべき外部条件)

研修参加国が政治的に安定し、ガバナンスの改善のための取り組みが後退しない。

5. 評価5項目による評価結果

(1) 妥当性

中南米諸国では景気後退や失業者の増大などから治安が悪化する中で、一般市民の司法関係機関に対する信頼は低く、また裁判の遅延や未決拘留者の増、刑務所の収容環境の悪化など、様々な問題を抱えている。刑事司法制度の不備・非効率性がそれらの原因の一つと考えられており、その改革・改善は共通の課題であり、協力の必要性は高い。当事者主義的な制度の導入は、それだけで刑事司法制度の改善を意味するものではないが、伝統的な制度の問題点を改善し、透明性・独立性の高い制度の確立のための有効な手法として、近年、ラテンアメリカ諸国の中で導入が進んでいる。我が国では第二次大戦前の糾問主義的な訴訟制度から戦後の当事者主義的な制度への転換を経験しており、その教訓を提供する意義は大きい。

(2) 有効性

国連機関として当該分野の経験・知識・技術や人的ネットワークを有するILANUDとUNAFEIが共同で研修を実施することで、研修員に必要な知識が適切に提供され、知識の向上が達成される。また司法制度改革のための取り組みは、米州開発銀行(IDB)を初めとする国際機関により実施されてきているが、国単位での協力が中心となっている中で、本件第三国研修のように複数国が参加し、各国での現状や各人の経験に基づく議論を母国語であるスペイン語で行うことにより、知見の共有を進めると同時に、各国の関係者間のネットワーク構築により、国レベルではなく、ラテンアメリカ地域レベルでの刑事司法制度改革への取り組み推進に寄与することが期待できる。

(3) 効率性

ラテンアメリカの刑事司法制度改革に我が国の人的リソースのみにて協力を行うには困難な点が多く、域内の国連機関であるILANUDと研修を実施することにより、ILANUDの知見や経験、関係機関とのネットワークを活用し、より効果的・効率的な研修が実施できる。また軍事政権や内戦など、政治的に不安定な状況を経験してきた国が多い中で、コスタリカは長期に亘って安定した政治と社会経済

開発を維持してきており、教育、社会保障などと並んで、当事者主義の導入をはじめとする刑事司法制度改革についても、ラテンアメリカ地域において最も進展している国の1つである。コスタリカで研修を行うことは、ILANUDが所在するという理由だけでなく、コスタリカの司法関係者を講師として活用したり、関係機関の訪問・視察を行ったりすることにより、より効果的な研修が実施できる。現地セミナー等の研修に関連・補足した協力実施により帰国研修員の活動のフォローを行い、研修効果のより効果的な発現を支援する。

(4) インパクト

司法制度改革の実施に当たっては、法律・制度・組織の制定・改定・設置など、各国での法的枠組みが確立されていることが必須であるが、今回の研修対象国は、いずれも過去数年の間に法的枠組は確立されたものの、その実施の段階で様々な課題に直面してきている国が選定されている。対応すべき課題が抽出され、かつ対応のための法的枠組みが確立されている状況を踏まえた研修であることから、より直接的かつタイムリーなインパクトを与えることが期待できる。

(5) 自立発展性

研修員の参加資格要件にそれぞれの職務での一定の職歴を求めており、またその職務の性質上、研修終了後もその職務を継続するか、少なくとも司法分野に留まることが期待される。よって研修で得た知識や情報を、帰国後の活動を通じてそれぞれの国の刑事司法制度改革推進に活用していく可能性は高い。

6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

7. 過去の類似案件からの教訓の活用

ILANUDで実施してきた第三国研修「麻薬犯罪防止」「刑務所の生活条件と犯罪者矯正計画」では、国連機関としてのILANUDの位置付けも考慮し、幅広い国々からの参加を得て意見交換を行うことも目的として中南米のスペイン語圏をカバーし割当国数を大きくしていたが、その一方で、平均すると協力期間中に各国から年1名程度の受け入れとなり、協力のインパクトに欠ける部分があったことも否めない。今回の研修は、個人の枠を超えて取り組むべきテーマであることを考慮し、また各国の刑事司法制度改革の進展状況を検討して割当国を絞り込み、年3名、3年間で9名の研修員を各国から受け入れることにより、より大きなインパクトが与えられるよう考慮した。

8. 今後の評価計画

協力3年目の事業実施に合わせて、在外事務所を主体とする終了時評価を実施する。